

食品表示法ができました!

食品表示法の概要

どうして新しい法律ができたの?



食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものでした。そこで、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指して、食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び、健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」ができました。

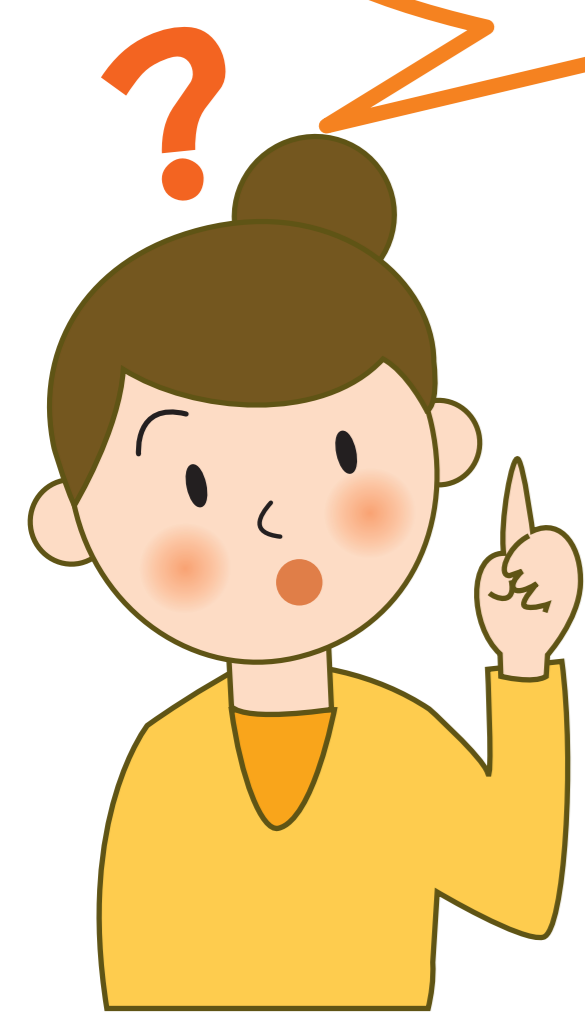


法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	● 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	● 農林物資の品質の改善 ● 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	● 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
表示関係	● 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 等	● 製造業者が守るべき表示基準の策定 ● 品質に関する表示の基準の遵守 等	● 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 等
表示関係以外	● 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ● 都道府県知事による営業の許可 等	● 日本農林規格（JAS規格）の制定 ● 日本農林規格（JAS規格）による格付 等	● 基本方針の策定 ● 国民健康・栄養調査の実施 ● 特別用途食品に係る許可 等

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

いつからスタートするの?



平成27年4月1日からスタートしました。しかし、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品（一般用）は1年6か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けることとしています。機能性表示制度についても、平成27年4月1日から始まっています。

※表示の変更については経過措置期間があるので、平成32年3月31日までは旧表示の商品と新表示の商品が両方とも流通することになります。



主な変更点

● **栄養成分表示の義務化**
(これまでは、事業者が任意で表示)

● **「機能性表示食品」制度の新設**

新しい食品制度②のパネルで内容を解説します!

栄養成分表示 (100g当たり)	
エネルギー	■ kcal
たんぱく質	△ g
脂質	● g
炭水化物	☆ g
食塩相当量	▼ g

ナトリウムは食塩相当量で表示

*新しい食品表示制度②～④に続く →